

議 案 目 録

令和7年(2025年)5月21日

番 号	件 名
議案第 44 号	令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第1号)
議案第 45 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第 46 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 47 号	彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
報告第 4 号	損害賠償の額の決定について
報告第 5 号	和解および損害賠償の額の決定について

議案第 45 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)5 月 21 日

彦根市長 田 島 一 成

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 5 号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)3 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 10 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウおよびオ」に改め、同号イ中「または」を「(ウに掲げるものを除く。)または」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「または」を「(ウに掲げるものを除く。)または」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下の
もの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「(第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量および最高出力)」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者等または」を「身体障害者等もしくは」に、「を提示」を「またはこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日および」を「または道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

付則第7条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

付則第7条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第2条 彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第1条の2第2項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第3項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第4項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

付則第1条の3第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

付則第11条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項もしくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項もしくは第44項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度

分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 46 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)5 月 21 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市大藪町 163 番地 46
- 2 氏 名 矢 吹 安 子
- 3 生年月日 昭和 21 年(1946 年)5 月 29 日

議案第 47 号

彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)5 月 21 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)
第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 平 尾 一 生
- 3 生年月日 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

報告第 4 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)5 月 21 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 6 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)4 月 22 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 551,600 円を支払う。

3 事案の概要

令和 7 年 3 月 21 日午後 1 時 45 分頃、彦根市野瀬町 279 番地 1 の彦根市清掃センターのストックヤードにおいて、所定の位置に停車するため公用車を後退させたところ、停車していた相手方の車両に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 5 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)5 月 21 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 7 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)4 月 23 日

彦根市長 和田 裕 行

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

(1) 彦根市は、相手方に、損害賠償金として 102,060 円を支払う。

(2) 相手方は、彦根市に、損害賠償金として 280,500 円を支払う。

3 事案の概要

令和 6 年 10 月 29 日午前 10 時頃、彦根市八坂町 3074 番地地先の市道八坂町 19 号線の交差点において、当該交差点を北東方向に走行していた公用車と、北西方向から当該交差点に進入した相手方の車両とが衝突したことにより、公用車および相手方の車両が損傷したもの